

国立大学法人和歌山大学組織規則

制 定 平成16年 4月 1日  
法人和歌山大学規程 第 2 号  
最終改正 令和 5年 6月23日

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）及びその他の関係法令に基づき、国立大学法人和歌山大学（以下「法人」という。）及び国立大学法人和歌山大学が設置する和歌山大学（以下「大学」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(主たる所在地)

第2条 法人の主たる所在地を和歌山県和歌山市栄谷930番地に置く。

(学長)

第3条 学長は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第92条第3項に規定する職務を行うとともに、本学を代表し、その業務を総理する。

2 学長の選考及び任期等については、別に定める。

(理事)

第4条 理事は、学長の定めるところにより、学長を補佐して本学の業務を掌理し、学長不在時（病気、長期出張、事故）はその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う。

2 理事の任免及び任期等については、別に定める。

(監事)

第5条 監事は、本学の業務を監査する。

2 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認められるときは、学長又は文部科学大臣に意見を提出することができる。

3 監事の任免及び任期等については、別に定める。

(教職員等)

第6条 法人に、教員、職員、附属学校教員を置く。

2 前項の教職員の定員等に関する事項は、別に定める。

3 第1項の教職員以外の職員を置くことができる。

4 教職員等の就業関係は、別に定める就業規則による。

(教員組織)

第7条 法人に、大学の教育研究上の目的を達成するための教員組織を置く。

2 教員組織に関する事項は、別に定める。

(役員会)

第8条 法人に、法人又は大学の重要事項を審議するため役員会を置く。

2 役員会に関する事項は、別に定める。

(経営協議会)

第9条 法人に、法人の経営に関する重要事項を審議するため、経営協議会を置く。

2 経営協議会に関する事項は、別に定める。

(教育研究評議会)

第10条 法人に、大学の教育・研究に関する重要事項を審議するため、教育研究評議会を置く。

## 組織規則

2 教育研究評議会に関する事項は、別に定める。

(学長選考・監察会議)

第11条 法人に、学長選考・監察会議を置く。

2 学長選考・監察会議に関する事項は、別に定める。

(委員会)

第12条 法人又は大学に、運営に係る企画、立案及び実行を図るための委員会を置くことができる。

2 前項の委員会に関する事項は、別に定める。

(大学に置く教育研究実施組織)

第13条 大学に置く教育研究実施組織は、法人の教職員をもって編成する。

(管理又は監督の地位にある職)

第13条の2 管理又は監督の地位にある職は、国立大学法人和歌山大学教職員給与規程第15条に定める管理職手当の支給を受けるものとする。

(副学長等)

第14条 大学に、副学長を置くことができる。

2 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。また、担当する職務について企画立案し、学長に報告するとともに、必要な事項を処理する。

3 大学に特定事項を担当する学長補佐を置くことができる。

4 学長補佐は学長を補佐し、学長から命じられた特別の事項について企画立案し、学長に報告するとともに、当該事項に関係する副学長との密接な連携のもと必要な事項を処理する。

5 副学長、学長補佐の職務担当、任免及び任期等については、別に定める。

(学部等)

第15条 大学に、教育学部、経済学部、システム工学部及び観光学部を置く。

2 大学に、横断的な分野に係る教育課程を実施する学部以外の基本組織（以下「学部等連係課程実施組織」という。）として、社会インフォマティクス学環を置く。

3 大学に、大学院教育学研究科（専門職学位課程）、大学院経済学研究科（修士課程）、大学院システム工学研究科（博士課程）及び大学院観光学研究科（博士課程及び専門職学位課程）を置く。

4 学部、学部等連係課程実施組織及び大学院に関する事項は、別に定める。

(基幹、機構及び附属機関)

第16条 大学に、次の基幹及び機構（以下「基幹等」）を置く。

紀伊半島価値共創基幹

国際イニシアティブ基幹

イノベーションイニシアティブ基幹

教育機構

Well-being 機構

2 基幹等及び基幹等の附属機関に関する事項は、別に定める。

3 教育学部所管の附属機関として、次の附属学校を置く。

附属小学校

附属中学校

附属特別支援学校

4 前項の附属学校に関する事項は、別に定める。

(推進本部)

第16条の2 大学に次の推進本部を置く。

教学入試戦略推進本部

ダイバーシティ・エクイティ・インクルージョン推進本部

2 前項の推進本部に関する事項は、別に定める。

(運営支援組織)

第17条 大学に次の運営支援組織を置く。

危機管理室

戦略情報室

教学マネジメント室

アドミッション室

インクルージョン支援推進室

男女共同参画推進室

広報室

基金室

COC+推進室

次世代教育推進室

2 運営支援組織に関する事項は、別に定める。

(事務組織)

第18条 大学に、法人又は大学の業務の実施に関し必要な事務を処理するため、事務局を置く。

2 大学に、法人又は大学の業務の監査に関し必要な事務を処理するため、監査室を置く。

3 各学部、基幹、機構及び附属機関に、必要に応じ教育研究を支援する事務組織を置くことができる。

4 事務組織の配置及び事務分掌については、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年4月23日一部改正：法人和歌山大学規程第289号)

この規則は、平成16年4月23日から施行する。

附 則 (平成17年3月18日一部改正：法人和歌山大学規程第379号)

この改正規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、改正後の第16条の規定は、平成17年2月16日から適用する。

附 則 (平成17年8月23日一部改正：法人和歌山大学規程第444号)

この改正規則は、平成17年8月23日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則 (平成17年9月30日一部改正：法人和歌山大学規程第456号)

この改正規則は、平成17年9月30日から施行する。

附 則 (平成18年4月28日一部改正：法人和歌山大学規程第495号)

この改正規則は、平成18年4月28日から施行する。

附 則 (平成19年3月16日一部改正：法人和歌山大学規程第546号)

## 組織規則

この改正規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年11月1日一部改正：法人和歌山大学規程第671号）

この改正規則は、平成19年11月1日から施行し、平成19年10月1日から適用する。

附 則（平成20年3月21日一部改正：法人和歌山大学規程第714号）

この改正規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月25日一部改正：法人和歌山大学規程第807号）

この改正規則は、平成20年4月25日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成20年7月25日一部改正：法人和歌山大学規程第852号）

この改正規則は、平成20年7月25日から施行し、平成20年7月1日から適用する。

附 則（平成20年12月16日一部改正：法人和歌山大学規程第884号）

この改正規則は、平成20年12月16日から施行し、平成20年10月15日から適用する。

附 則（平成22年3月26日一部改正：法人和歌山大学規程第989号）

1 この改正規程は、平成22年4月1日から施行する。

2 第15条第1項に規定する防災研究教育センター及び宇宙教育研究所については、特別運営費交付金その他補助金等において予算が措置される間に限り存続するものとする。

附 則（平成22年5月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1012号）

この改正規程は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成23年3月18日一部改正：法人和歌山大学規程第1172号）

この改正規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第1240号）

この改正規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月28日一部改正：法人和歌山大学規程第1345号）

この改正規則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成25年3月22日一部改正：法人和歌山大学規程第1395号）

この改正規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日一部改正：法人和歌山大学規程第1453号）

この改正規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年11月28日一部改正：法人和歌山大学規程第1563号）

この改正規則は、平成26年11月28日から施行する。

附 則（平成27年3月19日一部改正：法人和歌山大学規程第1607号）

この改正規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年11月27日一部改正：法人和歌山大学規程第1702号）

この改正規則は、平成27年11月27日から施行する。

附 則（平成28年2月26日一部改正：法人和歌山大学規程第1737号）

この改正規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1765号）

この改正規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月24日一部改正：法人和歌山大学規程第1939号）

この改正規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月22日一部改正：法人和歌山大学規程第2126号）

この改正規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月27日一部改正：法人和歌山大学規程第2223号）

この改正規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月29日 一部改正：法人和歌山大学規程第2331号）

この改正規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月28日一部改正：法人和歌山大学規程第2414号）

この改正規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月29日一部改正：法人和歌山大学規程第2511号）

この改正規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年6月23日一部改正：法人和歌山大学規程第2646号）

この改正規則は、令和5年7月1日から施行する。